忠岡町業務継続計画

令和3年8月修正

目次

17	10	W	1 -
14	し	\otimes	ľ

第1章	業務継続計画について	1
第2章	BCP の運用体制	2
第3章	非常時優先業務の選定	3
第4章	業務資源の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4

はじめに

地方公共団体は、大規模災害が発生した場合、災害応急対策活動及び災害からの復旧・ 復興活動の主体として重要な役割を担うことになる一方、災害時であっても継続して行わ なければならない通常業務も抱えている。

しかし、平成23年3月に発生した東日本大震災や平成28年4月に発生した熊本地震では庁舎等の公共施設自体が被災し、さらに多くの職員が被災したことから行政機能が著しく低下し、災害応急対策や通常業務に大きな影響を与えることになった。

このような状況をふまえ、大規模災害の発生により行政機能が著しく低下するなかであっても、迅速かつ適切に災害応急対策を開始し、住民の生命、身体、財産、経済活動を守るとともに、早期の復旧を目指すため「忠岡町業務継続計画」を策定するものである。

第1章 業務継続計画について

1 業務継続計画とは

大規模な災害が発生し、町の行政機能が被災した場合、平常時の人員と執務環境を前提として業務を行うことは困難である。

業務継続計画 (Business Continuity Plan:以下「BCP」という。)とは、そうした 業務中断による影響を防ぐため、災害時の「非常時優先業務」及び生活に不可欠な「優 先度の高い通常業務」(通常業務のうち中断できない、または、中断しても早期復旧を 必要とする業務)を事前に決めておき、利用できる資源(人、物、情報、ライフライン 等。以下「資源」という。)が制約を受ける状況において、資源確保に努め、限られた 資源を非常時優先業務に効果的に投入して、業務の継続と早期復旧を図るとともに、そ れに備えた事前対策について、次の方針に基づいて策定する計画である。

- 住民の生命、身体、財産、経済活動の確保
- 非常時優先業務の最優先の実施
- ・優先度の高い通常業務の順次再開
- ・非常時優先業務に必要な人員や資機材等の確保
- *非常時優先業務とは、大規模な災害時にあっても優先して実施する業務であり、具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。

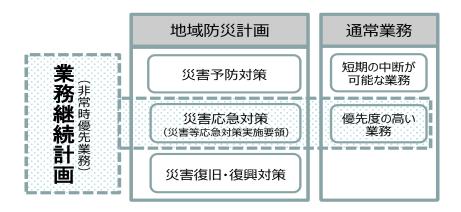
なお、通常業務のうち上記以外の業務については、基本的には休止とする。

2 地域防災計画と BCP との関係

地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、忠岡町防災会議(会長:町長)において 策定されており、自然災害等に対して、大阪府・忠岡町・警察・消防・自衛隊・ライフ ライン関係機関等の防災関係機関が連携して実施すべき、①災害予防対策、②災害応急 対策、③災害復旧・復興対策を定めている。

一方、BCP は、大規模災害時において利用できる資源の制約を受ける状況のなかで、「災害応急対策業務」に加え、「優先度の高い通常業務」の継続とその他の通常業務の早期復旧を図るための計画である。大規模な災害が発生した場合、町の行政機能は被災する可能性があり、BCP を策定することにより、地域防災計画の実効性が補完される。なお、地域防災計画と BCP の関係を図 - 1 に示す。

図-1



第2章 BCP の運用体制

1 大規模災害時の体制

大規模災害時は、忠岡町地域防災計画で定められた体制により、非常時優先業務の継続と早期復旧を図る。なお、本計画が想定している災害は、忠岡町災害対策本部の設置基準を満たすもののうち、C号配備に該当する災害であるため、全職員を動員し、全力をあげて非常時優先業務に従事する。

(1) 災害対策本部 (C 号配備) 設置基準

- ・本町域又は隣接市(岸和田市、泉大津市、和泉市)で震度5弱以上の揺れを観測したとき。
- ・本町域内で大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。
- ・その他必要により、町長が当該配備を指令するとき。

(2) 構成員

災害対策本部長	町長
災害対策副本部長	副町長、教育長
構成員	各部長、部長級の職員

(3)動員配備体制

配備区分	配備時期	動員人員
C号配備	(1) 設置基準に該当した場合	全職員(再任用職員含む)

(4) 指揮命令系統の職務代行

大規模災害時の指揮命令系統の代行については、重要な意思決定に支障を生じさせないため、災害対策本部長が不在のときの職務の代行順位について、以下のとおりとする。

第1順位	第2順位	第3順位
副町長	教育長	町長公室長

第3章 非常時優先業務の選定

1 業務区分

大規模災害時において、下記の業務を非常時優先業務とすることとし、限られた資源のなかで、住民の生命、身体、財産、経済活動の確保を図るものとする。

非常時優先業務の種別

業務区分	業務内容
災害応急対策業務	町域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目 的とし、災害発生直後、被害の拡大を防止するために行う諸対策
優先度の高い 通常業務	平時から担っている通常業務のうち災害時にも特に継続実施が不可 欠な業務

2 選定基準

大規模災害時の限られた資源のなかで業務を継続するために、優先的に実施しなければならない業務を時間ごとに絞り込む必要があることから、下表の時間軸、考え方や業務例を参考に非常時優先業務を選定する。

なお、重要な行政データについては、日頃からバックアップを取り、災害に備えてお くものとする。

業務開始 目標時間	該当する業務の考え方	代表的な業務例
3 時間以内	・初動体制の確立・被災状況の把握・救助・救急の開始・避難所の開設	A. 体制の立ち上げ (職員の参集) B. 被害の把握 (情報収集・伝達) C. 発災直後の火災、津波対策 (避難誘導、避難情報発令、水門閉鎖) D. 救助・救急体制確立に係る業務 (応援要請、部隊編成・運用) E. 避難所の開設・運営業務
1 日以内	・応急活動(救助・救急以外)の開始・避難生活支援の開始	A. 短期的な二次災害予防B. 管理施設の応急復旧業務(道路、上下水道、交通等)C. 衛生環境の回復に係る業務

		(防疫活動、保健衛生活動)
		D. 災害対策活動体制の拡充
		(応援受入れ等)
		E. 避難生活の開始に係る業務
		(衣食住の確保、供給等)
		F. 社会的に重大な行事等の延期調整
		業務(選挙等)
		A. 避難生活の向上に係る業務
		(入浴、メンタルヘルス、防犯等)
	神似来の土極の明 仏	B. 市街地の清掃に係る業務
3 目以内	・被災者の支援の開始	(ゴミ、瓦礫処理等)
	・他の業務の前提となる行政機能の回復	C. 遺体対策業務
		(収容、保管、事務手続き等)
		D. 業務システムの再開等に係る業務
		A. 生活再建に係る業務
		(被災者生活再建支援法等関係業
	・復旧・復興に係る業務の本格化・窓口行政機能の回復	務、住宅確保)
		B. 産業の復旧・復興に係る業務
		(農水産、商工業対策等)
		C. 都市基盤に関する復旧・復興
2週間以内		D. 教育再開に係る業務
		E. 金銭の支払、支給に関する業務
		(契約、給与、補助費等)
		F. 災害対応に必要な経費の確保に係
		る業務
		G. 窓口業務
		(届出受理、証明書発行)
		A. 罹災証明の発行
その他の行政機能の回復		B. 災害見舞金等の支給
		C. その他の業務

第4章 業務資源の確保

1 資源の確保とは

非常時優先業務が、業務開始目標時間までに実施できるか確認する為には、資源の確保状況を分析し、その結果、資源が不足していると考えられる場合には、対策を検討する必要がある。

2 人員の確保

(1) 勤務時間外

本計画において想定する大規模災害が発生した場合は、災害対策本部が設置され、 職員は所定の場所(危機管理担当課前)に参集する。

想定参集者数は、以下の設定をもとに計算した。

・対 象 職 員: C 号配備体制職員(忠岡町消防本部や保育所、幼稚園に勤務する職員は含まない。)

*忠岡町シビックセンターから10km圏内に居住する職員:55人

・出 勤条件:徒歩又は自転車 ・参集開始時期:災害発生直後

・参 集 率:阪神・淡路大震災の被災自治体の参集状況

・参集不能割合:10%(死亡または本人の被災や居住地にいなかった等)

時間軸	3時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	1週間以降
参集率	50%	5 0 %	6 0 %	90%	90%
計算方法	10km圈内居住者× 参集率×参集不能割合	C 号配備 >	×参集率×参集	美不能割合	C 号配備×参集 不能割合
想定参集者数	24人	45人	55人	82人	91人

(2) 勤務時間内

勤務時間内の職員の確保について、発災直後は、庁舎にいる全職員は非常時優先業務に従事し、不足する場合は他市町村や関係機関等の応援により補充する。

(3)職員の安否確認

勤務時間外で発災した場合の安否確認については、情報伝達訓練で使用したメール アドレスにメールを送信する。また、職員は可能な限り家族の安否確認を行う。

(4)職員確保の対策

大規模災害時には、以下のとおり職員確保の対策を行なう。

担当	職員の確保対策
	・ 職員は大規模災害発生時、公共交通機関が停止している場合であっ
	ても可能な限り参集することとし、参集については、徒歩又は自転車
職員	等によるものとする。
	・ 登庁後は災害対策本部事務局(危機管理担当課)及び所属長に報告
	する。

	・ 大規模災害発生から3時間までに必要な人員の確保に努める。
	・ 職員の参集状況を確認し、随時災害対策本部事務局に報告する。
各部局	・ 非常時優先業務の優先度や職員等の参集状況を踏まえて、職員配置
	の見直しを柔軟に行う。
	・ 他部局応援の要請があった場合は協力する。
夕武昆目	・ 所属職員の参集状況を把握する。
各所属長	・ 所属長が不在の場合の職務代行順位を決めておく。
	・ 職員参集状況を把握し、災害対策本部会議において、その結果を報
	告する。
	・ 各部局内調整で職員確保が困難な場合、全庁的な観点から非常時優
	先業務の優先度や職員等の参集状況を踏まえて、職員配置の見直しを
	行う。
災害対策本部事務局	・ 原則、忠岡町災害対策本部事務分掌による従事体制とするが、災害
(危機管理担当課)	応急対策業務のうち、住家の被害認定、応急危険度判定、下水道復旧
	業務、消毒業務に従事する人員は、知識・要件・経験が必要な業務の
	ため町職員のなかから厳選し、業務の従事にあたる。(町で対応でき
	ない場合は、外部団体に対して応援を要請し、人員を確保する。)
	・ 大規模災害発生後数日間は、長時間勤務に備えて職員の休養スペー
	スの確保について、庁舎管理担当課と協力し、確保に努める。

3 代替庁舎

忠岡町シビックセンターが災害対応の拠点となる。しかし、忠岡町シビックセンターが被災し、使用不能時は、代替庁舎として忠岡町消防署又は忠岡町文化会館を使用する。

4 電力

電力は概ね一週間後に復旧され、それまでは自前で電力を確保する必要がある。非常 時優先業務の遂行にあたり、電力は必要不可欠な資源となっている。通信設備や情報シ ステムはもちろん、飲料水の供給や冷暖房設備も電力がないと稼動できないため、停電 時には大きな混乱が予想されるため燃料の確保に努めていく。

なお、忠岡町消防署において燃料(軽油200L)は確保されている。

施設名	内容
忠岡町シビックセ	発電機の設置場所:地下1階
ンター	供給可能時間:8時間(最大容量A重油で1,950Lの場合)
	供給可能な範囲:庁舎内にある最低限の設備(EV、電話、パソコンのみ)

防災行政無線親局	発電機の設置場所:親局内にある非常用電源		
(忠岡町シビック	供給可能時間:5分放送、55分待ち受けで24時間以上		
センター)	供給可能範囲:防災無線親局		
防災行政無線	発電機の設置場所:各子局の拡声装置内にある非常用電源		
(屋外拡声子局)	供給可能時間:5分放送、55分待ち受けで72時間以上		
	供給可能範囲:屋外拡声子局全般		
大阪府防災行政無	発電機の設置場所:地下1階		
線(忠岡町シビッ	供給可能時間:72時間(最大)		
クセンター)	供給可能範囲:大阪府の防災行政無線設備		
全国瞬時警報シス	発電機の設置場所:地下1階		
テム(Jアラー	供給可能時間:72時間		
F)	供給可能範囲:全国瞬時警報システム		
忠岡町消防署	発電機の設置場所:庁舎2階 屋外設備スペース		
	供給可能時間:11.3時間		
	供給可能範囲:庁舎内の最低限の設備のみ(通信指令室、事務所、消防団室)		
大阪府防災行政無	発電機の設置場所:庁舎2階 屋外設備スペース		
線(忠岡町消防	供給可能時間:72時間(最大)		
署)	供給可能範囲:大阪府の防災行政無線設備		
忠岡町文化会館	発電機の設置場所:地下1階		
	供給可能時間:不明		
	供給可能範囲:消火栓(屋内)ポンプ		

5 情報通信

防災行政無線電話、防災用電話、衛星電話、固定電話、特設公衆電話等の通信設備によって、外部の関係機関や避難所等との通信手段を確保する。

しかし、いずれの通信手段においても、回線数が限られており、災害により通信設備そのものが損壊により使用できなくなる可能性があるため、発災後速やかに通信設備の使用可否を確認する。

6 情報システム

住基システムのデータについては、クラウドシステムの導入により、庁舎外のデータ センターで保管されており、データの消滅はない。

その他重要な行政データや、災害発生後すぐに使用するデータ (台帳や図面等) の保 管、復旧については、各課で把握するものとする。

7 備蓄物資

本町では、防災倉庫に備蓄されている食料・飲料水、毛布等や、災害時協定を締結している企業等から提供される物資並びに大阪府から提供される備蓄物資と合わせて3日分の備蓄を目標とする。

また、大阪府からの支援物資は国道26号線を通り、忠岡町シビックセンターまで10tトラックで配送され、その後の支援については、国からの支援に移行する。

(1)食料・水

食料については、大阪府域救援物資対策協議会による「大規模災害時における救援物 資に関する今後の整備方針」に基づき制定された、備蓄目標量を整備していく予定であ り、飲料水については、大阪広域水道企業団が発災後3日間は、1日1人当たり30の飲 料水を供給し、それ以降は順次供給を増加できるよう体制の整備を行う。なお、防災倉 庫に備蓄されている水は、食料や生活用水として使用する予定である。

災害対応を行う職員用の食料・飲料水については、現在のところ備蓄はしておらず、 今後は職員の備蓄を検討するとともに、参集時の持参を呼びかける。

(2) トイレ

上下水道がある程度復旧されるまでの間は、簡易トイレや屋外トイレ等を活用し、 対応する。また、各施設において、貯水している水を使用した場合の使用期間は、各 施設で貯水している量によって異なる。なお、現在施設にあるトイレを使用するにあ たり、断水時には1回の使用で6L程度の水が必要と想定している。

また、防災倉庫に備蓄されている簡易トイレは以下のとおりである。

器具名	数量
スケットイレ	600セット(1セット1回)
ベンリー袋	900セット (1セット1回)
ベンリー用トイレ簡易テント	6はり
ボックストイレ (災害レジャートイレ+組立式簡易トイ	6セット
レ)	
ドント・コイ (1台で連続5000回程度使用可能)	10台

8 平常時の取組みについて

大規模災害時において、非常時優先業務をより確実に遂行するため、平常時から以下 について取組みを行う。

细码小部竹	・ 大規模災害時において、非常時優先業務を遂行するためには、
	災害応急対策業務の理解とともに、遂行に必要な施設及び備品類
課題の整理	などの必要資源の確保が重要となる。
	・ 今後検討しなければならない課題としては

	①執務室の代替スペースの確保
	②自家発電に必要な燃料の確保
	③災害対応を行う職員の食料・飲料水・トイレの確保
マニュアル等の整備	・ BCP に基づき、大規模災害時にも継続しなければなら
	ない通常業務の遂行も視野にいれたマニュアルの整備を進める。
	・ 大規模災害時において、非常時優先業務を遂行するためには、
	職員一人一人が役割を認識し、資源が制約されることについて平
	常時から理解を深め、実際に行動できるよう対応能力を向上させ
	ていくことが求められる。
	・ 業務継続体制の確立に向け、日ごろから各所属等において、計
	画的に研修や訓練を実施し、職員及び組織の対応能力の向上を図
	る。
	・ 住家の被害認定や応急危険度判定など、専門性の高い業務につ
	いては、研修や講演会により対応能力の向上を促進する。
研修・訓練	・ BCP の適切な運用を図るため、研修・訓練等の実施・検証を行
	う。
	【研修の例】
	①住家の被害認定業務研修の実施
	②応急危険度判定士養成講座への参加
	【訓練の例】
	①避難訓練:来客者の避難誘導、職員の避難
	②連絡訓練:緊急連絡網での連絡訓練
	③参集訓練:勤務時間外の参集、勤務時間内の配備体制
	④図上訓練:BCP・災害対策本部事務分掌・職員初動マニュアル等に
	基づいた災害対策業務実施手順の確認
計画の改訂・見直し	・ 業務継続を推進していくため、必要に応じて計画の改善を行っ
	ていく。